

○上山主査 皆さん、おはようございます。

事情により、定刻を十分ほど過ぎての開始になりましたこと、まずはおわびを申し上げます。

それでは、ただいまから「成年後見制度利用促進専門家会議 第2回地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

まず、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

まずは、機器等のトラブルによりまして、配信のスタートが遅れてしまいました。改めておわびを申し上げたいと思います。

それでは、委員の出席状況を説明いたします。参考資料1のとおりの出欠状況となっております。

なお、オブザーバー出席で登録されていましたが新保委員は、御欠席ということで御連絡をいただいております。以上です。

○上山主査 それでは、早速、議事に移ります。

本日は、4件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通じての意見交換を行います。

初めに、私が用意した資料1の検討項目について、事務局から説明をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

資料1になります。地域連携ネットワークワーキング・グループの検討項目ということで、主査に御準備いただいたものです。

論点は、対応困難事案に関すること。検討事項は、中核機関が関係者と認識を共有できない事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討ということでありました。

今回の検討項目ですけれども、全体を御説明したほうがよろしいかと思えます。検討スケジュール案を御覧ください。前回の第1回ワーキング・グループにおきましては、中核機関や市町村に寄せられる対応困難な相談に関するものの検討を行いました。今回は第2回ワーキング・グループでありまして、専門職団体や家庭裁判所に寄せられる対応困難な相談の内容になります。年が明けまして1月になりますけれども、次回が第3回ワーキング・グループで、これらの対応と連携方策のディスカッションを踏まえて、関係者の役割及びこれに応じた対応フロー等の整理を行うこととなります。年度が明けまして令和6年

1月を予定としておりますけれども、こういったフローに基づくものを試行いたしまして、その取組状況について改めて確認して、こういった対応ができるかということを検討していくこととなります。その翌年度令和6年度は、中間検証であります。

今回、中核機関、専門職団体、家庭裁判所ということで、全体の取組状況を踏まえて議論を行います。そこで、今回の議論に資するため、参考資料4を準備いたしました。後見人等に関する苦情等への適切な対応、第二期基本計画の抜粋ということで、このワーキング・グループは基本計画をベースにして検討をさらに具体的に進めるということでありまして、第二期計画でどこまで議論が進んでいたかということを確認できればということによって準備した資料となります。

こちらが、全体をまとめた資料であります。横軸に、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関と関係者を並び立てておりまして、縦軸に、基本方針、具体的な対応ということで整理をしているペーパーとなります。

まず、基本方針であります。全体に横軸でわたるものということで、後見人等に対する苦情でございますけれども、これは後見人等の不適切な職務に関するものだけではなくて、後見人等が本人・親族等や支援者の意向に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によるもので意見の違が生じることがあります。こういった中で、一般に苦情等と言っても様々なバリエーションがあることをまずは認識しておくべきということがベースにあります。

その上で、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関で、こういったことに取り組んでいくかという方針を整理しております。まず、家庭裁判所です。後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般、後見人等の職務のことを申し上げますけれども、財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務に関しまして、司法機関の立場から適切な助言指導を行うことが予定されているということです。そのために、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、関係者と連携した対応が期待されるといったことで基本方針が整理されております。次です。専門職団体となります。専門職団体につきましては、当該団体に所属する専門職後見人等に対する苦情につきまして、家庭裁判所などと連携して、解決に向けて適切に対応されることに期待ということですので。そのために、団体内のしくみの検討も進めることが期待されるということで整理しております。最後は、市町村・中核機関となります。市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情につきまして、関係者と連携した対応で、福祉、医療のサービス調整も含むということでありまして、必要に応じまして専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡するといった形で基本方針が整理されております。

基本方針を受けた上で、この三者に共通する具体的な対応を整理しております。家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関などは、まずは、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認と、先ほど申しましたように、様々なものが具体的にはございます。その上で、本人

の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかということをもまずは検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合には、様々な地域の実情もございますけれども、まず、これは自らが主体となって調整すべきものかどうかということを検討する。検討の結果、他の機関が調整することが適当な場合には適切な機関等に対応を引き継ぐという形で整理をされております。次です。家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案につきまして、解任事由がない場合を含むと書いてございますけれども、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関が適切に連携することによって、本人のニーズと後見人等の適格性を評価、必要性が認められる場合には後見人等の追加選任や交代を実現できるように努力することが期待されるということで、第二期計画では整理されています。

これに関連して、基本計画には幾つかの意見がございましたので、記載した内容を御参考ということで整理しております。

以上、今回のワーキング・グループの検討項目と関連して、第二期基本計画で議論した現時点での到達点を御説明いたしました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、議題1「有識者等による報告」に入ります。

まず、公益社団法人日本社会福祉士会、星野さんから、お願いいたします。

○星野委員 皆さん、よろしくをお願いいたします。日本社会福祉士会の星野と申します。

私ども社会福祉士会では、後見人と選任後の相談対応について、とりわけ、社会福祉士ということで、身上保護や意思決定支援に対する期待が他の専門職よりも強いと自覚しているところです。基本計画の中でも述べられているチーム支援をどのように構築していくのか、こういった苦情や困難案件は、いろいろな事情はあるのですが、受任者が孤立をしている状況が見られます。そういったところに対する対応ということで、まとめました。

まず、社会福祉士会について、御存じない方もいらっしゃるかと思いますが、重要なところは、連合体の組織になってございまして、47都道府県でそれぞれ独立した法人格を持って会が運営されております。正会員は、47都道府県社会福祉士会と日本社会福祉士会という48の団体の連合体となっております。特徴的だと思われまことが、名称独占の国家資格ですので、入会することが必須ではございません。国家資格を持っている者が全て社会福祉関係の業務についているかというところとそうではないというところ、非常に組織率が低いことが会の大きな課題になっております。これは、数字のところですので、御確認いただければと思います。成年後見を受任するに当たっては、名簿登録の仕組みを設けておりまして、これは、各都道府県ごとに名簿の登録の審査を行い、毎年更新をするという形になっています。そして、後見の中身につきましては、書面による定期報告を年に1回から2回、所属している社会福祉士会に提出しております。一部IT化をされている県もあるのですが、この資料の整理が非常に大きな事務処理負担になっております。受任件数が、2万8000件を超えているというところでは、この事務処理を軽減するために、本会として

は、IT化を進めており、今年度にモデルの試行を行い、来年度から本格的に実施できるように準備をしています。この取組は、事務処理の負担軽減だけではなくて、提出される活動報告書の中身の確認を、外形的な統計資料ではなくて、より中身を精査していくというところにいろいろな機能が果たせる、そのようなことにも資することと考えて導入を進めているところです。

今回、このようなワーキングで報告をさせていただける機会を得ましたことで、本会としましては、9月に全都道府県にアンケートを行いました。1か月弱という期間でしたので、全ての会からは回答が得られませんでした。多くの県士会から回答をいただきました。アンケート内容は、このような内容で行いました。アンケートを行ったことによって、それぞれの県が、現状の実態把握をすることができたこと、現在行っている取組について本会としても整理をすることができたこと、さらにこれからどのような取組が必要になってくるのかという広い視野で考えるきっかけになったということで、非常にありがたい機会だと思っております。

まず、後見人等が選任された後、どのような相談がどのような内容で誰から入っているかということをもとめた資料になります。ここでは大きく3つに分けておりますけれども、全ての県が、受任をしている会員、名簿登録をしている会員からの相談を受ける体制を持っております。そこでは、初任者であったり経験者であったりという状況の違いはありますけれども、こういった対応については、どの県もできている。しかし、2番、3番のところ、関係者からの相談、関係機関、本人に関わっている支援者、御家族等、そういった方からの相談、あるいは、個別案件に係る意見要望や苦情については、相談を受けたことがないという回答が複数見られました。受けたことがないということは、相談を受ける体制がないのか、それともそういった相談が全く入ってこないということなのか、今回のアンケートでは十分には分からなかったのですが、少しこの辺りのところに会としては課題を感じております。関係者からの相談の中には、例えば、答えられた県からは、後見人等の報酬の根拠はどこにあるのか。あるいは、なぜ専門職が選任をされたのかとか、選任の在り方、例えば、辞任や追加選任された場合の根拠はどこにあるのかといったものがありました。実は、この辺りの問合せは家庭裁判所から回答をいただけることが本来は望ましいのかなと思われるようなことについても、会で対応をしている実態があることも分かりました。苦情、意見要望につきましては、この後も出てきますが、後見人が独断で決めているのではないのかとか、対応が適切ではない、上から目線といいますか、そういうことも書かれておりました。最も多かったものは、連絡が取れないということ。連絡をしても、連絡が取れない。返答がない。交代してほしいという相談も入ってきていることが分かっております。

このような相談の中で、会の中で対応できるものについても少し整理を試みたところになります。例えば、この3つを例として挙げているのですが、この内容は、申し上げたとおり、地域差がある中で、偏った内容になっている、限定的であるということを御了解

いただきたいと思います。まず、1番目、これはどの県でも受けるところで、会員が後見を行っていくに当たって情報がほしいとか、いろいろなところとつながっていききたいということは、社会福祉士会の中で、事例検討を行うとか、後見制度だけではない様々な福祉分野の委員会を持っておりまして、そういったところの会員から資源やネットワークの情報提供を受けるなどして解決ができていくというもの。2番や3番の辺りになってくると少し難しくなってくるのですけれども、2番は、後見人に対する苦情というか、意見要望というところで、本人の利益が損なわれているようなことの御意見、あるいは、チーム連携が取れていないといったことは、ばあとなあという組織の中で相談支援を行う機能がありますので、そういったところで会員との面談を行い、あるいは、相談内容を普遍的なものとして研修などに取り入れて全会員に対して注意喚起をしていくといった取組をしている県がほとんどでございます。苦情、3番目のところは、少し例外的な対応にはなりません。後見事務に不慣れ、初任の場合、そういった方あるいは後見人自身に不安があるという場合、本人からも相談として入りますし、関係者からも指摘をされることがございます。このようなときに、法人後見という体制を取っている県士会が全国で11ございますが、法人後見という枠組みの中で、法人後見として受任をして、それから個人に切替えをしていく。もちろんこれは家庭裁判所との協議を踏まえてということですが、そのような対応をしているという御報告もいただきました。この2、3の辺りの対応に非常に困難性を感じているという県士会がほとんどです。そのような報告を受けていたところでした。

続いて、他機関と連携して対応したものになります。これは、会の中だけでは対応が難しかったのですが、他機関と連携することで解決できたという事例になります。いずれも特徴的な事例になっておりますけれども、後見業務だけ、つまり、後見人だけでは解決できない内容がほとんどかと思えます。例えば、頻繁に交代してほしいと本人から要求があるような事案は、社会福祉士会の中だけで幾ら人を替えても解決にはつながらないので、他の専門職団体や家裁とも協議しながら法人後見という形に切り換えて落ち着いたというケース、地域定着が困難な累犯障害者への対応は、まさに後見制度だけではない地域の課題として、行政や中核機関に中心となっていただきながら、支援の在り方を後見人もチームの一員ということで検討しているという事案。虐待対応で、親族、養護者から関係機関に後見人に対する苦情が入るような事案については、その内容を共有して後見人が一貫した対応を貫けるようにということの確認をした事例。4番目は、個別の事例から大きな対応につながった事例かと思っておりますが、任意後見の受任者がなかなか監督人選任申立に進まない。定期報告で毎年活動報告がなされていて本人の判断能力が低下していることが明らかであるにもかかわらずというところについては、個別の対応では限界があったところで、地域の弁護士会と協働して任意後見のチェックリストを作成し、それを全会員に周知をすることで対応したという御報告もありました。

続きまして、対応が困難で継続しているものについてです。これも、非常に限定的な中で今回の調査に答えていただいた県、日本社会福祉士会の中にあります委員会の中で委員

からの情報に基づいて整理をしているので、これは当然全てではないですし、逆にこういった実態がなかなか実は把握できていないことに、今回、改めて気づいたところです。こういった案件がどの程度存在しているか、引き続き本会としても情報収集をしていきたいということを改めて感じているところです。この内容については、お読みいただければと思います。

続きまして、今日冒頭でも説明がございましたけれど、苦情なのか、あるいは、こういった実態がありますよという情報提供なのか、これから改善してほしいという意見要望なのか、この辺りを峻別して対応することが必要なのではないかとということが今回のアンケートの中でも確認されました。1つは、社会福祉士会は、例えば、法人監督人として行う県もあるのですが、そういった立場にならない以上、介入的な監督機能はそもそもないと整理をしております。しかし、名簿登録を行っている職能団体として、これまでお話ししたような様々な観点から、会員に対する支援やサポートを行うことで御本人の利益につながるということを目指しているところになります。この中では、苦情については、苦情申立てができる仕組みは整えられておりますが、なかなかその苦情に行き着かない相談が多いかと思えます。苦情を申し立てるためには事実調査ということになってきますので、誰がその苦情を言っているかということが明らかにならないとできないことになります。意見要望や情報提供では、自分がそういうことを言っているということは言わないでほしいという内容がとても多いのです。それを言うことによってご本人に対して不利益が生じてはまずいということで、発信者を明らかにしないでほしいと言われることが多いです。そうなってくると、苦情という扱いではなくて、情報提供や意見要望としてきちんと対応していく仕組みが必要になってくるかと思っております。専門職団体としまして、今回、このような調査を行って改めて感じたところなのですが、今後取り組んでいきたいなと思っているところで、苦情申立てをするというところの支援も相当行っているところはあると思えます。これは苦情として対応したほうがよろしいというときに、苦情申立ての仕組みを説明するとか、申立てができるような支援をしていくこともございますし、中には会そのものが申立人となって苦情申立てをすることもございます。

これはこれでしっかりとやっていく必要があるのですが、苦情につながる前の取組ということで、幾つか報告したいと思っております。どのような事情で申立てがされたのか、どういう後見事務が求められるということで選任されたのか、この辺りの必要性の判断がどうだったか、苦情対応のあり方を考えますと、ここに戻ってきてしまうかなと思っております。ですので、社会福祉士が後見制度申立前の入り口の段階から検討の場に入っていくことが重要かと思えます。中には、冒頭に申し上げたとおり、関係機関や関係者からの相談が全く入ってこないという県士会もございました。ここは、ニーズキャッチの仕組みがまだ不十分というところで、強化していく必要もあると考えています。今の入り口というところでいいますと、候補者の推薦をするだけではなくて、制度の必要性の判断のところから入っていく、後見人等と現場の支援者のすれ違いを解消していけるような助言が行える

人材育成をしていくことがさらに求められていくだろうと考えます。これらの考え方は、意思決定支援と非常に深く関わってまいりますので、意思決定支援の研修については、これまでもやってきておりますけれども、今後、都道府県単位で行えるような取組を進めていきたいと考えております。

他機関への御要望についても、幾つか申し上げたいと思います。まず、家庭裁判所について、先ほども申し上げましたけれども、家庭裁判所から御説明いただいたほうがいいような内容もございますし、これまで以上に意見交換や情報交換の場を持っていただきたいということと、個別案件の対応で、悩ましい、困難と思われる事例は、意思決定支援の捉え方の共通理解がこれからは必要かと思っております。社会福祉士会としましても、これをどのように家庭裁判所に伝えていくのかということのスキルアップが求められると認識をしております。中核機関の皆様には、支援検討のための仕組みづくり、先ほどの後見制度の必要性の判断や受任の調整といった検討会議の場に、社会福祉士を第三者の立場でぜひ参加要請していただきたいと思っております。社会福祉士は、行政にも、中核機関にも、あるいは、地域包括支援センター等にもいるので、なかなか呼ばれない実態もございますが、ぜひお呼びいただきたいと思っております。我々専門職団体は、選任された後のモニタリングで、柔軟な交代ということも言われている中で、また、後見人が選任された後の苦情や困難案件については、今までのやり方を変えていく必要が生じているということになりますので、これまで以上にモニタリングが必要で、団体が連携してこういった仕組みをそれぞれの地域でつくっていくことが求められるかと思っております。下のほうに書いていますが、苦情申立ての受付などについては、既存の仕組み、例えば、専門職団体で受ける相談対応、中核機関で受ける後見人の支援もあると思うのですが、さらに第三者性が担保された苦情受付窓口の設置が必要になってくるかと思っております。その中で専門職団体が協力するという流れが必要かと思っております。

あと2枚のスライドは、今後の取組としてお伝えしたいと思っております。用意したスライドです。苦情となった個別案件の対応だけではなく、苦情となる前の体制づくりを意識して取り組んだ東京の事例になっております。まず、家庭裁判所から問題提起がされたわけですが、東京は、特殊な事情がございまして、家庭裁判所から社会福祉士会に推薦が来るケースがほとんどなくて、9割は関係機関から直接、申立てをする前から候補者の推薦依頼が入ります。残り1割が、申立てがされた後に、家庭裁判所から推薦依頼が来る。こういった実情がある中で、家庭裁判所からは、候補者推薦に非常に時間がかかっているというご指摘、結果として、社会福祉士を選任できなかったといったことについて、課題の共有をしたい、これからの取組を協議したいという申し入れがあったわけですが、協議された内容の中では、まず、家庭裁判所の立ち位置と我々候補者を推薦する団体の立ち位置で見えているものが違うということの共有をいたしました。私たちは、申立てをされる前にどんな検討がされていたかということは重要だと思っております。しかし、家庭裁判所の立場では、申立てを受け付けた以上は速やかな審判を出す必要があるというところで、こここのところのずれがある

ということを改めて認識し、私たちがどのような視点で候補者を推薦しているかというお話もさせていただいた中で、例えば、申立てをされた後、速やかに候補者を推薦していくためには、本人情報シートの中身を確認させていただくことができないかという提案をさせていただいたり、それについて裁判所も検討していくというお話があったり、そのようなやり取りをしています。これは、何度も申し上げますが、後見人が選ばれた後にいろいろなことが起こって課題として出てくることもありますけれども、選ばれる前、選任される前の対応でまだ取り組むべきことがあるのではないかとということで、お示ししているものです。こういったことを、裁判所と専門職団体だけで話し合うのではなくて、地域の中に戻していくといえますか、地域の中での報告をさせていただいて、あるいは、こういった取組を進めている地域を東京都や東京都社会福祉協議会などにもお伝えしながらやっていくということに取り組んでいます。これは、あくまでも第二期基本計画に沿った形の対応が可能になる仕組みということで考えられることとなります。

すみません。ちょっと時間がオーバーしてしまいましたが、以上で私の報告は終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○上山主査 星野さん、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。御質問はいかがでしょうか。住田さん、お願いいたします。

○住田委員 星野さん、御報告ありがとうございました。

御報告の中に、後見人と本人に明らかな不利益が生じている場合は苦情申立てができるという御説明がありました。その場合、誰が申し立てるかというところが課題と思われる。先ほど会が申立てをすることもとおっしゃっておられましたが、例えば、保佐や補助であれば御本人自身での申立てができる、あるいは御親族がいれば申し立てができるかもしれませんが、親族がいないとか、ご本人が後見類型の場合には、そもそも本人が苦情を発することもできません。しかし、周りから見ると、後見人と連絡が取れない、または、対応が不適切などにより介入が必要ということもあるかと思えます。そのような場合、中核機関から会に連絡をして介入してもらっていますが、それでも改善されない場合に、苦情を申し立てたほうがよいのか、その場合、誰が苦情を申し立てるか、苦情を申し立てた場合における対応の違いについて教えていただけたらと思います。よろしく願いします。

○星野委員 住田さん、御質問ありがとうございました。

確かに、この苦情申立てのところは、連合体組織の中では、それぞれの県で、規定にそんなに違いはないのですが、取扱いが異なっているところがございます。私が所属している東京においては、東京社会福祉士会の会長が申立てをする場合もありますし、あるいは、ばあとなあを取りまとめている委員長といえますか、長が申立てをする場合もございます。それは、今、住田さんが言われたように、御本人自らが申立てをすることが難しい、あるいは、関係者から課題を指摘されていても、例えば、社会福祉協議会などからも相談は入



りますけれども、その方が申立てをするというところまでは組織的な判断ができないというケースが今までにございました。内容としては、経済的な損失が一番大きいです。でも、それだけではなくて、ハラスメント的な行為、いわゆる本人を威嚇してしまうような行為に対する苦情も、東京では取り扱ったことがございます。申立てがされますと、受理されれば、これは別の苦情申立ての委員会に行きますので、そちらで事実確認がされて、ルールにのっとって処分がされます。確定した処分が、その後、公表されるかどうかというところにも課題がございます。こういった内容を皆さんが理解して、こういうことで処分がされるのだということが分かるかどうか。これも、都道府県によって公表基準が違うのですね。今回、改めて、日本社会福祉士会としても、ある程度のルールをつくらないといけないと感じたところです。そういうことが明らかになると、こういう案件は苦情申立てに該当するんだということが理解いただけるかと思っておりますので、そういったところの取組が必要かと思っております。

○上山主査 それでは、質問時間の残りが少ないので、もし関連するものが何かありましたら、後ほどの意見交換のところで取り上げるなどとしていただければと思います。

星野さん、どうもありがとうございました。

それでは、次の御報告に移りたいと思います。次は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、西川さんからお願いいたします。

○西川委員 司法書士の西川です。よろしくお願いいたします。

私から、リーガルサポートにおける司法書士後見人選任後の相談・対応困難事案について御説明させていただきます。

後見人選任後の相談事案について、誰からどのような内容の相談があるのかということをも最初にまとめてあります。まず、御本人から直接、あるいは御本人の支援者を通じて、例えば、後見制度の利用をやめたいとか、後見人が通帳を管理していることに納得できないという御相談が寄せられることがあります。次に、御本人の親族から、後見人を交代させてほしいとか、後見人が親族の指示のとおりには動いてくれないという御相談をいただくこともあります。3つ目、親族以外の支援者、例えば、ケアマネさんやヘルパーさんから、後見人の事務のやり方にちょっと疑問があるとか、後見人となかなか連絡が取れないという御相談と申しますか、情報提供があることもあります。4つ目として、中核機関・市町村から、以上のような相談・情報が中核機関・市町村に入っていますよといった情報提供がされることもあります。5番目、家庭裁判所からは、リーガルサポートの会員の定期報告が遅れているという情報をいただくことがあります。最後に、会員である後見人から、本人の親族から執拗に連絡が入って業務に支障を来しているとか、事実行為を求められてちょっと困っているという相談が来ることもあります。

リーガルサポートにおいては、申立ての相談と同様に、後見人選任後の相談についても全国50の支部で受け付けております。リーガルサポートは全国で1つの組織ですが、相談は50支部のそれぞれで受ける体制になっております。

支部で相談を受けた後の対応ですけれども、支部の役員なり委員なりが聞き取りをします。そうしますと、御相談はおおむね3つぐらいに分類できます。1つ目は、成年後見制度の理解が十分ではないことによる、誤解に基づく御意見かなというもの。これは数としてはかなり多くなっています。そのような場合には、誤解を解くような説明や働きかけをすることになります。2つ目は、お話をお聞きしたところ、それは後見人の裁量の範囲内なのではないですかというケース。これも少なくありません。この場合には、後見人の義務や権限を御説明した上で、組織として会員に指示や修正を求めることは難しいということをお説明させていただくことになります。3つ目ですけれども、後見人の事務の在り方に疑問を抱かざるを得ないというケースもあります。この場合には、調査をして、課題の解決に向けた働きかけをすることになります。いずれの場合も、多くの場合はリーガルサポートが単独でそういった対応を取ることになるのですが、場合によっては他機関と連携・協力して対応することもあります。中立的な第三者にも一緒に話を聞いてもらうほうが、納得が得られやすいということもあるからです。(2)の後見人の裁量の範囲内という場合も、確かに直接的に指示や指導をすることは難しいのですけれども、言い分を聞いて解決の糸口を探るような調整活動をすることはできますので、特に、チーム支援に支障が生じてるような場合には、積極的に他機関との連携も考えて対応することがあります。

いずれの場合も、御説明をして、課題が解決するケースもあれば、もちろん解決に至らないケースもあります。解決になかなか至らない場合には、情報提供者・相談者に対しては、リーガルサポートでは対応が難しいのですけれども、ほかに取り得る手段があるかもしれないという情報提供はさせていただいております。

具体例で、事例をいくつか紹介したいと思います。1つ目は、成年後見制度への理解が十分ではないことによる誤解に基づく御意見をいただいている例です。もう少し具体的にお話ししますと、被後見人Aの親族Bから、司法書士後見人あるいは監督人甲の後見等の事務について、リーガルサポートに相談がありました。1つ目、スライドの下のほうですけれども、親族Bが毎週のように施設入所中の本人Aに会いに行っていた。後見制度利用前は、BはAに会いに行く都度、Aの財産の中から自分の交通費や食事代という形でお金を受領していたのですけれども、甲が後見人に就任してからは、後見人甲にタクシー代を請求しても甲は払ってくれないのですという苦情をいただくということがあります。2つ目です。後見人甲が、本人Aが入所している施設から、Aの身体拘束の同意を求められた。甲としては、緊急やむを得ない場合についての説明がないため同意できないという対応をとっていた、あるいは、そもそも後見人には同意する権限がないのですという説明をしていた。それを施設から聞いた親族Bが、施設の方針に文句を言うなんて困ります、追い出されてしまったらどうするのですかという不満を述べるというケースもあります。3つ目です。司法書士が監督人のケースです。親族Bが後見人で、司法書士甲が監督人に選任されている。選任の際に、親族Bは、家庭裁判所から、監督人の報酬は通常年間5～6万円程度ですよという説明をどうも受けたようなのです。実際に後見が開始した後、Bが何度

か不適切な後見事務を行ったようで、甲はその都度Bによる後見事務を是正するための指導や支援を行った。さらに、後見開始後に本人Aが相続人となるような相続が発生して、監督人甲が、本人Aのために、後見人Bとの間で遺産分割協議を行って、相続手続も行った。その結果、家庭裁判所は、最初の1年間の監督人の報酬として20数万円を付与するという審判をしたのですが、Bとしては話が違うという苦情になるということもあります。4つ目は、本人Aが後見人による財産管理を拒否しているという事案で、本人から司法書士なり関係機関なりに苦情が繰り返し寄せられるケース、あるいは、逆に、司法書士甲が、Aから事務所の備品を壊されるようなことがあって困っているという相談を受けることがあります。

こういった御相談への対応をどのようにしているのかは、次のスライドの(a)～(c)に書いてありますが、その次の(2)と共通する部分がありますので、後でまとめて説明させていただきます。

(2)の、御相談を聞いたところ後見人の裁量の範囲内の行為と言わざるを得ないケースの事例です。被後見人Aの親族Bから、司法書士後見人甲の後見事務について、リーガルサポートに相談ないし情報提供があった事例です。まず、1つ目のパターンです。後見開始前は、親族Bが本人Aの通帳を管理していて、BはAの年金で生活していました。後見開始後、後見人甲は、Aの年金は、まず、Aの生活や療養看護のために優先して使うべきなので、Aの財産の中からBの生活費全部を出すことはできませんという説明をして、苦情になっているというケースです。2つ目、親族Bからの御相談なのですが、後見人甲はほとんど本人Aに会いに行くことがないのに年間20万円もの報酬を受け取って、不当だと主張されている。調査してみると、実際には、甲は、毎月というわけではないのですが、年間6～7回程度はAと面談をしていますし、また、甲は、Bからいろいろな要求をされて、一部については対応していない部分もあるのですけれども、一方で、甲の行っている後見事務に明らかな過失は見当たらないというケースです。次も、よくあるケースです。親族Bが後見人甲に対して、本人の財産状況を尋ねるのですが、後見人甲としては、教えられません、という対応で、Bは、家庭裁判所で事件記録の閲覧・謄写の請求をしてみてくださいという説明しか受けられないという苦情をお聞きすることがあります。

これらの対応の多くは、リーガルサポートが単独で行います。御説明をして、もちろん納得をしていただくこともあれば、納得していただけないこともあります。そのほか、事例としてはそれほど多くはないのですが、関係機関との連携を促す対応をすることもあります。こういった相談をお受けしたときに、一部の担当者が、司法書士甲から事情を聞くほか、親族Bとの間に入って説明をし、さらに、甲に対して、支援チームの関係者との連携を強化するようとか、関係者や家庭裁判所と協議をするようにと助言をするという、少し踏み込んだ対応をすることもあります。

3つ目の後見人の事務の在り方に疑問を抱かざるを得ないケースを紹介します。被後見人Aの成年後見人である司法書士甲の後見事務について、Aのケアマネさんからリーガル

サポートに情報提供があったという事例です。そのうちの1つ目のパターンは、後見人は、どうも必要な手続をとっていないようだ、あるいは、連絡をしても留守が多い、連絡が取れないという情報提供があるというケースです。これは、後見事務の在り方に疑問を抱かざるを得ないパターンかと思います。

もう一つの典型例です。本人Aの在宅生活が限界に近づいているため、支援者が集まって施設入所について協議をしたいと考えているのですが、何度か参加を呼びかけているにもかかわらず、後見人甲が支援チームの会議に参加しようとしないうという情報が寄せられます。そこで、リーガルサポートの支部役員が司法書士甲から事情を聴取したところ、後見人甲が次のとおりの説明をしましたということで、5つぐらいのパターンを書いてあります。1つ目、後見人甲がどう言ったかということ、周りの支援者が施設入所ありきで手続を進めようとしている、でも、自分としてはどうもそうではないと考えている。そうすると、施設入所ありきで協議をしても無駄だということで、話合いに応じていないのですという説明をすることがあります。2つ目は、施設入所の方針は一致しているのですけれども、入所先について意見が食い違っている、意見が食い違っている中で話をしても無駄だと考えているという説明を受けることがあります。3つ目は、周りの支援者が、本人が現在利用しているサービスを提供している事業所の施設に入居するようしきりに進めている、その対応に、不信心、疑問を感じていて、話合いにあえて応じていないのだと説明するケースもあります。4つ目、読み上げると長くなるので読み上げませんが、要するに、後見人甲としては、本人の利益を考えていろいろと後見事務を行おうとしているのに、周りの支援者が本人以外の利害関係者の利益を優先した誘導をしようとしているので、ちょっと疑問に思っているため、対応していないという説明をしている。5つ目は、もうちょっと簡単で、要するに、直前に言われても参加できないのです、日程調整ができないのですという説明をするケースがあります。

これらのほとんどは、後見事務の方針について支援者間に意見の相違があるケースで、甲の後見事務の在り方に疑問を抱く余地のあるパターンです。仮に会員甲の言い分にもっともな部分があったとしても、チーム支援に支障が生じていることも事実ですので、こういった場合、次の（ア）のような対応をとることになります。（ア）は、たとえ会員の判断が正しいとしても、会議に出席して、ほかの支援者の意見も聞くべきだ、ほかの支援者に対して後見人としての考え方をきちんと説明すべきだということを伝えて、ちゃんとコミュニケーションを取るよということ促すケースです。次の（イ）は、全ての場合でこれができるということではないのですけれども、支部役員も支援会議に出席して会員が周りの支援者と支援チームの体制を立て直すことを促す対応。そういう対応をすることがあります。後見事務の経験が浅い会員で、会員がそういった支援を求めているときには、そういった対応をすることがあるのですけれども、なかなか全ての場合でこれができるわけではありません。一番下に書いてありますが、辞めてほしいという主張をされると一番対応が難しいということは、これまでも何度かお伝えしてきたとおりです。

ここからは、家庭裁判所との連携で、うまくいった例、うまくいかなかった例を御紹介させていただきます。

まず、うまくいった例です。リーガルサポートの会員である司法書士が、生命に危険のある病状で入院しているという情報が寄せられました。スライドの真ん中ですけれども、リーガルサポートからその会員と御家族に連絡を取って病状等を確認したところ、後見事務をこのまま行うことが難しい状態だということを確認し、辞任の意向も確認しました。スライドの右側ですけれども、支部は、会員から業務報告を受けております。基本的に、6か月に1度、後見事務の遂行状況の報告を会員から受けているので、この情報を活用して、会員の受託事件を把握し、取り急ぎ家庭裁判所に会員の状況を報告して、後見人の追加選任の必要があるかないかという相談をさせていただきました。併せて、中核機関が関与している案件も把握できるので、中核機関にも情報を提供するという対応をしました。そのようにして、中核機関、家庭裁判所と協議をして、当該会員の受託事件全件について、リーガルサポートから追加選任する後見人の候補者を家庭裁判所に推薦しました。そういう対応をしている途中、病气入院中だった会員が死亡したのですけれども、時を置かずに後任の後見人の選任の審判がされました。ということで、後見事務に若干の空白は生じたのですけれども、比較的スムーズに後任の後見人が事務を引き継ぐことができたという、これは比較的うまくいった事例です。ここでのポイントが、スライドの下のほうに書いてあります。リーガルサポートは、会員からの業務報告を通じて、会員が受託している事件の概要を把握しています。これにより、会員の受託事件の管轄裁判所がどこであるか、受任経路や中核機関を通していいのかということも、ある程度は確認できますので、早い段階で家庭裁判所と中核機関に連絡を取ることができたという点がポイントだったと思います。

一方、連携がうまくいかなかった事例です。家庭裁判所からリーガルサポートに会員である司法書士の後見事務の報告が遅れているという連絡が入りました。支部としては、会員の管理している通帳等の原本確認を行うとともに、会員から事情を聞き取ります。そうしたところ、会員は、本人の親族から無理難題を言われているようで、疲弊している様子がうかがわれました。支部役員がいろいろと相談には乗ったのですけれども、その段階では会員がもう少し頑張ってみますと言っていたので、少し様子を見ていくという対応をしました。そうしたところ、4か月後、家庭裁判所から、突然、当該会員を解任するので後任の後見人の推薦をお願いしますという話が来た。家庭裁判所からそれ以上の情報の提供はありません。いろいろと調査してみると、当初トラブルを抱えていた親族とは別の関係者から、業務遅滞を理由とする解任請求がされたようでした。その会員は、疲弊し切っていたのでしょうか、ほかに相談することもできず、審問期日も欠席して解任に至ったことが分かったという事例です。ポイントをスライドの下のほうに書いておきました。家庭裁判所からの情報提供により、会員は、関係者との対応で心身が疲弊しており、それがもとで業務遅滞に陥っていることを確認したという段階で、会員に一定の助言等を行ったので

すけれども、それ以上の支援・介入は難しかった。数か月たった段階で、リーガルサポート支部から見れば、突然、会員が解任されたという情報に接することになって、結果的に後見事務に空白期間が生じてしまったという事例です。会員は、ほかにも何件か後見人等として選任されています。結局、解任されますと、全ての事件において任務を解かれることになるため、ほかの後見等事件にも少なからぬ影響を与えてしまったという事例でした。

リーガルサポートが現在行っている苦情対応について、少し御説明させていただきます。冒頭で御紹介したとおり、苦情なり相談なりの受付は支部で行っております。支部が事情をお聞きして、必要に応じて、苦情申出人に誤解や誤認識がある場合には御説明する。その上で、会員に対しても、必要な場合には指導をする。これは、支部で行っております。支部でこういった対応をとったということは苦情受付シートという形で本部に提供してもらい、本部では、その内容を確認して、支部の対応に問題がないかを検討し、必要に応じて助言をする。そして、そういった情報を集約して、ヒヤリ・ハット事例のような形にして会員に対して情報提供をするという作業をしております。

それから、司法書士後見人が身上保護や意思決定支援を十分にできていないのではないかという御指摘をいただくこともあります。リーガルサポートでは、令和2年度以降、意思決定支援に関する研修を、毎年、必修研修あるいは必修ではない研修も含めて、数多く実施しています。そのことが、次の3枚ぐらいのスライドに記載されていますが、時間の関係で説明を省略させていただきます。

今後の取組予定を御説明させていただきます。今年度、支部に対してアンケートをして実態調査を行っていて、次の取組を進めることを検討しています。まず、相談窓口の充実を検討しています。当法人の50の支部は、会員が1,500人を超える大規模支部もあれば、十数名という小規模な支部もあります。そうしますと、相談窓口や相談を受けた後の対応の体制は支部の規模によってまちまちなのですけれども、最低限の仕組みはつくれるように検討しているところでございます。本部としては、今後、事例検討会等で取り扱う事例の素材提供を進めていくことを考えております。

最後に、他機関への希望を書かせていただきました。まずは、市町村・中核機関への希望です。2つ目の印のところ。当事者や関係者にとって身近な相談窓口である市町村・中核機関に後見開始後に相談が寄せられた場合、中立的な立場で事情を聞き取っていただいて、制度の説明をしていただければ助かります。それとともに、相談者の同意を得た上で、専門職団体にもその情報を提供していただくと、専門職団体としてもできることはありますので、そういったことをお願いできればと思います。支部としては、具体的に後見事務の遂行に関して会員から相談を受けた場合に、会員に対して、関係者とちゃんと話し合ってくださいと言うほか、中核機関や行政にも間に入ってもらって第三者的な立場からの助言や支援や指導を求めたらどうですかということを教示することがあります。もちろん、これは行政や中核機関に全部をお願いしますということではなくて、リーガルサポートも組織として対応しますけれども、どうしても、相談をされる方、苦情を申し出る方は、

リーガルサポートという組織が会員をかばっているのではないかという見方をする場合もあります。第三者的な立場の方に関わっていただくことが必要な場合もあるかと思っておりますので、専門職後見人から相談があった場合、一定の対応をできればお願いしたいと思っております。

次に、家庭裁判所との連携です。中立・公平な立場で判断をする機関である家庭裁判所に、本人の親族等の関係者と後見人との関係の調整の機能を期待することは難しいのかなということも分かりますが、家庭裁判所は、司法的機能のほかに、人間関係調整機能があると言われていています。例えば、家庭裁判所の後見監督が後見人の解任や追加選任、辞任許可等の審判の前提として行っているものだと考えると、現行法の下ではなかなか難しいのかもしれませんが、後見監督の事件においても、解任を前提としない、あるいは、解任と切り離れた、家庭裁判所調査官等による人間関係調整機能を発揮することができるような仕組みがあれば、皆さんの納得が得られやすいのかなと思っております。そして、可能であれば、当事者や関係者の同意を得た上で、専門職団体、さらには中核機関に、早めに御連絡をいただく、あるいは、関係者の方々にも、家庭裁判所だけでなく、専門職団体、中核機関にも同時に情報提供をしていただくと、例えば、専門職団体としても、関係者と後見人の間に入って、一定の働きかけをしたり関係の調整を試みたりということができる場合もあります。本人の利益のために、できる限り積極的な対応をお願いしたいと思います。

私からの報告は、以上です。

○上山主査 西川さん、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。何か御質問はございますでしょうか。

それでは、お時間の都合もございますので、もし御質問等を思いつかれましたら、後ほどの意見交換の時間を御活用いただければと思います。

引き続き、日弁連高齢者・障害者権利支援センター、青木さんから御報告をお願いいたします。

○青木委員 青木でございます。皆さん、こんにちは。よろしくお願いたします。

私からは、弁護士会における相談対応について御報告をさせていただきたいと思っております。

弁護士会における相談対応の前提としまして、特に弁護士後見人の特性にも関わる相談・苦情がありますので、昨年のおきにも御報告したことでありますが、弁護士の専門性やそれに伴う後見人の特徴を確認しておくスライドを設けました。弁護士は、もちろん後見業務をする以外に、様々な裁判事案その他、交渉事案、様々な弁護士としてすることになっている独占してやっている業務をしながら、後見活動も並行して行っているということがほとんどの弁護士の業務の実態になっています。

その中で、特に法的課題がある、トラブル紛争に巻き込まれている事案、親族間紛争もありますれば、虐待対応や消費者被害等の権利侵害事案等もありまして、そういったもの

については特に弁護士が後見人に選任されることが多い事案になります。それ以外にも、身寄りのない方の事案も含めて、様々な対応が必要と思われる事案について、弁護士後見人が選任されることが多くなっております。

これも昨年にも御報告しましたが、弁護士会として弁護士に対する対応ができるものとしては、弁護士会が強制加入団体であること、弁護士会及び弁護士には弁護士自治というものが保障されていることとの関係もありまして、2つの枠組みを通じて対応することが弁護士法に定められています。一つは、何らかの指導・助言をすることについていうと、市民窓口等の綱紀・懲戒、紛議調停などを中心とした対応。もう一つは、全般的な弁護士の職務の質の改善進歩を図るための研修等によるアプローチということになっています。

苦情対応としましては、全ての弁護士会にこの3つの役割が備わっておりまして、どなたからでも市民窓口に対して弁護士の職務に関して疑問のあることについて相談をいただける。紛議調停では、当事者の皆さんが納得のいく解決ができるために、間に中立の委員を挟みまして話し合いをしていただく。懲戒手続は、非常に司法的な手続として、双方の言い分を聞いた上で、中立の第三者から可否について検討を行いまして、場合によったら懲戒手続に入っていくという枠組みになっています。

弁護士後見人の助言としましては、2つの違いに基づいてしている弁護士会がおおむね多いと考えています。弁護士会が推薦をしている弁護士については、その推薦に基づいて一定の助言・指導ができるとしている弁護士会がおおむね多くありますが、一方、弁護士会が関わらずに後見人になられた弁護士につきましては、先ほどから申し上げているような一般的な弁護士会としての指導の枠組みの中で対応するにとどまるという弁護士会が多いという特徴がございます。

弁護士会にこれまで寄せられています相談等の傾向を全国的に把握していきますと、大きなところで年間に十数件、小さなところになりますと寄せられたり寄せられなかったりという状況にあります。そういった正式なルートとは別に、事実上、弁護士と関係のある行政や中核機関等から事実上の相談等を寄せられたりもしております。また、数は少ないのですが、裁判所からも個別の事案について対応の協議を求められもしております。これは本当にそれぞれの地域による差がまだ大きいという状況がうかがえます。ここからは、1つは、先ほどから申し上げていますような弁護士後見人の抱える事案の特徴に应じまして、その特徴に应じた様々な相談・苦情等が寄せられていることがうかがえます。もう一つは、どこに相談をしていいか分からないというところもまだあると思っております、実際に相談をしたい方々の相談が十分に拾っているわけではないだろうということも推察されます。また、弁護士には、遠慮する、入りにくい、敷居が高いということから、市町村やケアマネジャーさんなどであったとしても、弁護士後見人さんへの相談・苦情はなかなか寄せにくいという事情もあるのではないかと、弁護士としては考えております。

先ほど御紹介した様々な窓口を通じた弁護士への相談については、後ほど御紹介しますが、特徴としては次のとおりかなと思っております。これまでの御報告とも重なると



ころがありますけれども、弁護士後見人は、特に、対立事案、紛争事案が多いことありまして、それに伴う一方当事者からの訴えが多いようにも思います。また、これは先ほどの報告と共通ではありますけれども、もともとの予定・動機と実際に後見人がついてからの状況に違いがあった場合に、必ずしも後見人の職務に問題があるわけではありませんけれども、それに対する不満や疑問が生じることもあります。また、後見制度が十分に定着していない中で、十分な制度の理解や職務の理解がない中で、それについての誤解。これについては、後見人が就任した後に適切に丁寧に説明をしているかという後見人側の説明の努力という面も大いに関わって、そういう問題があるのではないかと考えています。さらには、弁護士後見人に特徴的だと思われそうですが、チーム支援が十分にできずに、コミュニケーションが十分に取れない中で、双方の支援が本人のために十分となっていないのではないかと考えられますし、支援者側に引き継ぎやその他情報共有について十分な対応をしていただけなかった結果ということもあるかなと考えています。もちろん、後見人自身が適切な職務を財産管理上も身上保護上もできていないことによる苦情に近い問題も、中にはあるのは当然でありまして、そういうことも含めた対応が必要になってきていることを実感しています。

先ほどの市民窓口というどなたからでも御相談いただける窓口については、ここに書いてありますようないろいろな相談が寄せられておりますが、この矢印で書きましたように、事案の特徴やそういった背景を踏まえると、こういう相談が来るかもしれないけれども、実際には後見人の職務の中でその職務の適性が疑われるわけではないものも多くて、事案の特徴が影響している相談が多いこととなります。一番上は、誤字がありますが、本人や家族さんが今までどおりにお金を使えないということについては、確かに困りだと思えますが、実際には収入をはるかに超えた支出があるために、それを何とか対応しようとして後見人が選ばれているということもありまして、収入以上の支出が過大であるケースもあれば、虐待対応によって面会制限があることについての不満を言っておられる養護者の息子さんという下から2番目のケースなど、それぞれ事案の内容が反映しているところでもあります。これについて、どこかでしっかりと御説明して、理解を得て、後見の職務と関係者の皆さんで円満な調整ができることを目指すことは当然でありますので、そういう仕掛けとして重要な相談であるかとは思っているところです。

また、自治体や中核機関その他、福祉専門職等から寄せられるものとしては、チーム支援に関わるものが多いかなと考えています。ケース会議等になかなか出ていただけないとか、あるいは、情報共有や方針の共有がないまま進められてしまうことがあるとか、結論として対応には問題はないけれどももう少し説明を丁寧に本人にしてもらいたいなどの相談が寄せられています。

裁判所からは、定期報告書の遅れについては逐一報告いただいてルーチンになっておりますが、それ以外に、定期報告書は出るのだけれども、十分な説明等がなされない、あるいは、説明を受けているけれども、なかなか了解が得られるような説明ではないので、こ

のままだと審問になってしまう、どうしようかということで、裁判所からは、途中で弁護士会の協力も求めていただきながら、一緒に対応できないかという相談が多いように思います。

対応できた例から対応が困難な例まで代表的な例を少し御紹介して、イメージをつくっていただければと思います。

中核機関からの相談で、セルフネグレクトの御本人、身寄りのない方に申立てをして、地域包括が後見人に対応したという事案なのですが、施設が変わったのに後見人が契約をしてくれないこととか、本人さんになかなか多忙を理由に会ってくれないということでは不安があるという御相談が寄せられました。これについては、そもそもそういったお話を後見人にしていいかどうかの了解を取った上で、弁護士会の推薦を担っている委員会の担当者が弁護士後見人にお話を聞いたところ、1つは、まだ確定前だったのでもう少し待つてほしいと言ったけれども、なぜか待つていただけずに契約を包括さんとしてしまったという事情が分かり、面会をしなかったのは、当時、裁判員裁判という1週間裁判が連続して行われるような事件をたまたま引き受けていたということで、それが終わったら面会しようと思っていたのだけれども、そのことを十分に御説明できなくて反省しているという事情が分かりまして、そういったことについて十分なコミュニケーションが必要であるということを会員の方にお話しした上で、今後はそういった事情も含めてよく情報共有や相互の制度理解を進めるようにというお願いをし、その後はその形で実践していただいたようでした、中核機関を通じてお話ししたところ、その後の円満な対応につながっているという結果の報告を受けたという事案があります。こういう事案は、後見人としてもチーム支援をどこまでふだん意識できているかということもありまして、ガイドライン等を使って助言することによって一歩先に進むという事案ではないかと思います。

次に、他の自治体、他の機関と連携をして対応したケースの典型例ですけれども、経済的虐待があったものですから、弁護士後見人の申立てをして、市長申立てをして、よし、これで事態が進むと思っていた市の担当者だったわけですが、虐待をしていた長男さんから、通帳の管理や金銭の管理を始めてくれない、これでは何の意味があったんだという疑問を生じたということで、市町村の担当者から相談がありました。これについては、同じように、弁護士後見人にお話をお伺いしたところ、選任された後に、これまでの虐待の対応経過や今後の方針についての役割分担のケース会議が開かれていないことが分かりました。市町村担当者としては、後見人がついたらあとは後見人が自分たちの支援計画のとおりやってくれるものと思って、その推移を見守っていたということが分かりましたので、再度、市にお願いをしまして、ちゃんとしたケース会議を開いていただいて、そこに別のスーパーバイザーに入る弁護士や社会福祉士も入って、一緒に今後の協議をしましょうという会議の箱をつくっていただきました。そこで、一から、これまでの経過、弁護士後見人としての役割、弁護士後見人が気にしている経済的に困窮している息子さんの支援、それをそれぞれどのような役割分担でやっていくかということを改めて確認しました。自分

の役割も十分に理解した弁護士後見人さんが本人さん支援を中心に進めていき、息子さんのことは市の担当が進めるという整理がされていったということでもあります。最初の引き継ぎのケース会議等をしっかりしていただくことがいわゆるチームの形成支援という観点からも重要だと思いますが、これはその点を調整したということになる事案だと思われます。

3つ目は、なかなか難しくなってしまう事案であります。施設に入っている御本人さんの認知症が進んで施設としての対応も難しい面が出てきたため、様々な対応方針の変更も含めて後見人さんともしっかりと協議をしたいという施設側の要請でしたが、独自の考え方を持っている弁護士後見人がこれに応じず、そういったことに対応して考えることが施設の責任であり専門性なのだからそちらで判断してほしいと言って、協議に応じないという方がありました。これについては、裁判所にも市から相談をしたのですが、そういった要望があることは伝えるけれども、家裁から何か具体的な指示、指導、助言はできないと言われて、困った高齢福祉課から弁護士会に相談があったものになります。これにつきましても、御本人さんに意見を聞いた上で、会議等をしてしっかりと今後の本人さんのことをチームで協議をしていただくことが重要だというお話はさせていただきましたが、なかなか弁護士後見人独自の考え方を変えていただくことはできずに、そのまま事態は推移をするということになりまして、弁護士会としては、この後見人に新たな事案はなかなか難しいという判断をしましたが、この事案については、なかなか対応が難しく、裁判所が間に入っただけないかということも働きかけをしつつ、実際には特別養護老人ホームだけで主治医さんと相談しながらできる範囲の対応しかできていないということが継続している事案になります。

このように、弁護士会としては、様々な対応をそのケースごとにはきておりますけれども、まだ十分な組織の体制はできておりません。したがって、今後、体制を整備する意義を感じておりますが、まずは、様々な相談や苦情を通じまして、弁護士後見人が本当に本人の権利擁護のためにできているかどうかということの相互理解と点検をするために大変いい機会と捉えまして、前向きに捉えて体制を考えていきたいと考えております。また、チーム支援は地域連携ネットワークの中の最重要な働きかけになるわけですが、ここに弁護士後見人がしっかりと入って、一緒に本人のために動けるように、関係機関から十分ではないよという問題提起を様々ないただいているものと考えていまして、そういったことができるためのきっかけとしても捉えていきたいと思っています。弁護士後見人を推薦している弁護士会の責任・役割として、職務の信頼を確保するためにも、こういった対応が重要であると考えています。

弁護士後見人の不祥事防止の7項目は、昨年にも御報告して、これを引き続き対応していくとともに、弁護士会がしっかりと資質のある後見人を推薦できる推薦体制を、さらにこの6項目で充実をしていくということを、今、対応しているところでございます。

今後につきましては、弁護士後見人の意思決定支援ガイドラインにおける研修を強化し

て、身上保護・意思決定支援をさらに強化することが必要だと思えます。全国的なオンデマンド研修の展開とともに、都道府県での研修も実施をしていくことにしています。また、これまではしておりませんが、今日御紹介したような相談・苦情対応の事例を素材にしました、特にチーム支援等を意識したことができるようにするための研修や演習を今後は充実していく必要があると考えています。また、地域の実情ではそれぞれの規模がありますが、それぞれに何らかの形で苦情対応の担当者や相談窓口を一般的な市民窓口とは別に相談対応ができる窓口を設けていけるようなことを検討していきたいとも考えています。今日御紹介した事例等にうまく連携して対応するために、各家庭裁判所や市町村・中核機関とも、さらに各地でスムーズな連携の協議を進めていきたいと思っているところでもあります。ガイドラインも、さらにそういったことを踏まえたものに充実していきたいと思っています。

今後の対応に当たって、市町村・中核機関への希望としては、相談・苦情対応そのものではありませんが、成年後見制度は、御本人中心、御本人さんの権利擁護を基盤としたものであって、それが必ずしも家族全体と一致するわけではないということも踏まえた上で、関係機関の皆さんも家族さんも含めた対応に当たっていただきたい。この点はまだ十分な制度理解ができていないようにも思われます。また、地域連携ネットワークや市町村長申立てに至った事案については、チーム形成支援をしっかりとすることによって、後見人とそれまでの支援の皆さんがチームとしてスタートできるようなきっかけをつくっていただくことによって、弁護士後見人がしっかりとそのチームに入っていける。それによって、コミュニケーション不全や制度理解がないことによる苦情をなくしていけるのではないかなと考えています。また、実際に相談等が中核機関に寄せられた場合には、双方から事情を聞いていただければ一番ありがたいと思っております、その中で、制度の理解ができていないとか、あるいは、もう少しコミュニケーションをすればいいということについては、御助言を直接いただいたりもし、一方で、これは弁護士後見人の対応に問題がありそう、あるいは、チーム支援というところの理解が難しそうなので弁護士会も入って一緒に調整することが必要というような事案については、弁護士会に御相談いただいて、対応について一緒に考えていきたい、あるいは、弁護士会としての対応を強めたいとも考えておるところであります。

家庭裁判所につきましては、これまでも、様々な点で、特に財産管理不祥事面では早期の協力をいただいていますけれども、今日御紹介したような身上保護面や意思決定支援の課題についても、裁判所からも積極的な助言・指導をいただくとともに、推薦をした事案については、必要に応じて早めに情報提供をいただいて、弁護士会と裁判所でできることか、中核機関や関係のチーム支援を巻き込んで一緒にするか、それも市町村等中心の調整では難しい場合に裁判所中心の調整が必要な事案かどうか、そんなことも含めて事案に応じた対応のバリエーションを増やしていきたいと思っております、そういった積極的な協議を各地でできればとも考えているところでございます。

以上、弁護士会の相談対応について御報告させていただきました。御清聴ありがとうございました。

○上山主査 青木さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、先ほども申し上げましたけれども、もしまた何か思いついた場合には、後ほどの時間帯を御利用いただければと思います。

次に、議題2「最高裁判所による報告」に入ります。

それでは、最高裁判所から御報告をお願いいたします。

○向井第二課長 最高裁家庭局第二課長の向井でございます。早速、報告に移らせていただきます。

まず、第二期計画の記載事項は、スライド2ページの上を書いてあるとおりですが、対応困難事例、苦情に対する適切な対応に関して、このような記載があります。本日、最高裁からは実際に家裁に寄せられている苦情等の内容と対応例をお示しして、司法機関の立場として、対応できること・できないことについて、実情を含めて、御理解いただけるように説明したいと考えております。

報告に当たっては、事件数や地域連携ネットワークの整備状況等の地域の実情に偏りが生じないようにして選出した複数の家裁を対象に、苦情の内容、頻度のイメージ、対応例について、アンケート調査を実施いたしました。本調査では、記録に当たって厳密に事実確認をするということまではしておりません。ここでお示しする例は厳密な傾向を示すようなものではないこと、本報告で挙げた苦情に対する対応についても、パターンとして一律に同じものになるわけではないことには御留意いただいた上で、お聞きいただければと思います。

まず、スライド3ページですが、これがアンケートの調査結果になります。これは家裁に寄せられる苦情のパターンを頻度の多い順に上から並べたものになります。詳細については資料を御覧いただければと思いますけれども、後見人等が本人・親族等や支援者の意向に沿わないことへの不満、後見人等に対する不信感を訴えるものが多い一方で、後見人と連絡がつかない、つきにくい、面会に来ないといった苦情も一定数把握されています。第13回の専門家会議における最高裁報告を思い出していただければと思いますけれども、まずは実際には家裁の書記官が窓口として苦情に対応することが多いです。苦情に対応する際の基本的なスタンスですが、どんな内容の苦情であってもまずは司法機関の立場で対応すべき点があるか否かを把握するという観点から、時間をかけて丁寧に事情を聞くことになります。御本人から直接連絡をいただく場合などには、裁判所の職員が日常的にこういった御本人と接しているわけでもないことから、実際に一からお話を伺ってポイントを整理していく場合もございます。苦情のパターンから、問題の本質が何かということについてすぐには読み取れません。実際に詳しい事情を聞いてみてようやく分かる、聞いてみ

ても分からないということもありますけれども、そのような状況が多いです。例えば、後見人等が実際に後見等の事務や本人財産の状況について説明してくれないというパターンの苦情ですけれども、これについては、単にコミュニケーションが不足しているという場合もあれば、実際に不正があるために説明がないという場合もゼロではありません。他方、苦情としては後見事務に関する問題点を指摘している場合でも、実際に時間をかけて話を聞いていくと、後見人や後見制度そのものに対しての単なる主観的な不満や、やはりコミュニケーション不足を理由とする関係不全等が問題の本質であるといったことも少なくありません。後で説明しますが、苦情の中には、そもそも関係者間に紛争があるために不満が尽きないような事案もありまして、1つの事案における裁判所の窓口対応時間が合計で30時間を超えるといった声もありました。苦情に対応する際の基本スタンスの第2のポイントですけれども、裁判所は中立性・公平性が厳格に求められる立場にありますので、関係者の間に対立や不信がある場合でも、どちらか一方に肩入れをすることはできませんし、肩入れすることがないように対応することになります。苦情の性質として、不満を述べられている後見人等がいないところで裁判所に情報が入ってくるという面もありまして、後見人等には内緒で話を聞いてほしいという場合も少なくありません。裁判所としては、監督の観点から中立・公平に事情を確認しますが、苦情を述べている者の立場に立って対応することが難しいという点は御理解いただきたいと思っております。

次に、スライド4ページですが、事例の紹介です。ここからは幾つか対応例を紹介しますが、まずは家裁が適切に関与することができたと思われる例を挙げております。時間の関係で、詳細はスライドに譲りますが、簡単に補足しますと、1つ目は不正発覚事案になります。口座の残高不足を招いたこと自体も、不適切・不適正な事務をうかがわせるものでありますが、後見人が説明をしないという点にも鑑みて審問を実施したところ、不正が発覚し、その後、解任に至った例になります。続いて、ケース2ですけれども、これは施設や医療機関から後見人と連絡がつかないという苦情が寄せられたパターンで、前回のワーキング・グループでも、こういった事案で司法機関の対応に期待したいという声があったと理解しています。連絡がつかないために関係機関が困っていて、結果的に本人のために適切な後見事務がされないということであれば、解任事由とは全く関係ないとは言えないと思いますし、実際に裁判所が指導して解決した例があるということは、今回調査をした結果からも分かりましたので、お伝えさせていただきました。ただ、実際に悩ましいものは、先ほど専門職団体からも報告がありましたけれども、連絡がつかないといってもその理由は様々だということにして、裁判所に情報が寄せられる場合に、後見事務の問題点がどの程度具体的に示されているかということで、その後の方針の検討にも影響があるのではないかと感じております。

スライドの下の部分ですが、以上に関連しまして、苦情を端緒として解任等の申立てがされた事件の審理の過程で、後見人等が辞任の意向を示して交代が実現するような場合がございます。審問等の結果から、後見人が関係者との関係修復が不可能だということを御

自分で理解したといった事情が背景にあることが多いと承知してはいますが、このような場合においても家裁は解任等の審理をすることが本来の役割ですので、関係調整自体を目的として審問・審理をしているわけではないということは補足しておきたいと思えます。もちろん裁判所の審理の反射的な効果として一定の感銘力が生ずる場合があることは否定しませんし、こういう効果が生まれる審理はよい審理であるとも言えると思えますけれども、現行制度の中では、交代や関係調整そのものを監督機関である裁判所の役割として想定することは難しいのではないかと思います。中立・公正な立場にある裁判所がこういった調整に踏み込むことは実際には難しいという事情も、現状としては、理解いただきたいと考えております。

次に、スライド5ページですが、適切な関与が難しい例を挙げております。1つ目の事例ですけれども、親族間の紛争が背景にありまして、専門職後見人が関与していること自体に対する不満が強いために苦情が繰り返し寄せられているものです。面会の頻度が少ないなど、後見事務に関する苦情が含まれている場合であれば後見人等に伝えるなどの対応をしますけれども、親族間紛争そのものを後見監督で解決することはできないので、裁判所の対応によっては根本的な問題が解消されないという例になります。2つ目も、事務に関する苦情のようでもありますが、実際に保佐人の事務には問題が認められず、保佐人のいないところで話を聞いてほしいという性質が強く、先ほども申し上げたとおり、このように保佐人がいない場で一方的に告げられる不満等については、中立性・公平性を求められる司法機関の立場からは、本人の話に寄り添うといった対応はなかなか難しいということになります。3つ目ですが、御紹介した2つの例とは位置づけが異なりますけれども、そもそも事情の確認や裁判所における手続の教示にも乗らずに、粗暴な言動等のために対応に苦慮しているという事案が裁判所にも一定数寄せられているということになります。こういった対応に職員が相当の時間や労力を割いているという実情がございます。

次に、スライド6ページですが、家裁にできること、司法機関の立場からの対応について説明します。冒頭は、第二期計画の記載内容でして、冒頭に厚労省の松崎室長からも御紹介のあった部分で、裁判所としては、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から対応することが期待されると記載されています。司法機関の立場からとありますけれども、後見人や後見監督人の選任・解任等の判断作用を背景に後見事務を監督することが司法機関の基本的な立場であると考えております。家裁は、民法の規定に基づいて後見の事務の監督をしていますけれども、例えば、後見事務の改善を指示するなどといった監督処分を重ねて、その指示に違反した場合も含めて、最終的には、裁判所が取り得る措置は、問題のある後見人を解任する、新たに後見人を追加で選任する、後見監督人を選任するといった判断作用になります。司法機関がこういった判断作用を背景に後見事務を監督しているのだという点は、御理解いただければと思っております。もっとも、先ほど申し上げたとおり、実際は解任事由の有無が当初から明白という事案はむしろ少ないことが実情ですし、家庭裁判所は、後見人の不適正・不適切な事務に関する苦情

について、解任に結びつくような事由の存在が直ちには明らかではないとしても、不審な点が伺えれば、事実の調査や適正な事務の確保に向けた指導を実施することになります。こうした指導に従わなければ、指導に応じない事情も含めて、最終的には解任するかどうかという判断をすることになりますし、例えば、真に解任を見据えている場合で、裁判所の指導を記録に残すべきだという判断になれば、個々の事案の対応として、書面による事務連絡という形で記載する、指示書を出して後見人に伝えるということもございます。そのような意味においては、市町村や中核機関の目から見て、後見人等がケース会議に全く参加せず連絡も取れないような事案で、現に本人に不利益が生ずるような場合に、一見して解任事由が認められることが明白ではないということだけで裁判所が動かなくてよいということにはなりません。ただ、苦情の性質や内容に応じて家裁が一律の対応を行うことにはならず、例えば、寄せられた情報の具体性や信憑性、後見事務との関連性、本人に与える影響の程度、当事者や後見人の関係性、過去の経緯など、諸般の事情を考慮して当該事案に応じたしかるべき対応が取られることになり、その結果、どんな帰趨になるかということも個々の事案によって異なることになります。

次に、スライド7ページですが、裁判所にできないことになります。問題の本質として、不適正・不適切な事務に関するもの以外の苦情については、裁判所としての対応が難しい・できないという実情がございまして、そもそも関係者間に紛争があるために当初から高葛藤となっている事案もありますし、専門職後見人の関与そのものに対する不満等を背景に後見人等と埋められない溝があるなど、様々な要因によって不満や関係者間の関係不全が解消されないままに繰り返し苦情が寄せられる場合があります。裁判所の監督は、関係者間の関係調整を直接の目的とするものではありませんので、こういった問題の解決に向けて直接対応することはできませんし、中立性・公平性が求められる裁判所としては、当事者の一方に寄り添った対応はできないことになります。こういった場合には、例えば、解任の申立て等の手続案内を行うことも残された最後の対応としてありますけれども、本来であれば、苦情申出人に寄り添って共感するとか、後見人等との円滑なコミュニケーションを営むための支援、後見人等と関係者の関係調整をすれば、問題が解決する場合もあるのかもしれませんが、裁判所としてはこういうことはできませんし、今申し上げたような解任の申立てを進めるという裁判所の対応が実際の当該者のニーズに合致しているかということ、疑義があるケースもあるのではないかと思います。先ほど申し上げましたが、実際、こういった困難な事情を背景とする苦情に関する窓口対応時間は、長時間に及ぶことが相当あるというのが実情です。また、家裁は、監督機関として、適正な事務の確保の最後の砦という側面もありまして、当然でありますけれども、後見事務に関して裁判所から連絡を受けるということになると、後見人等にとっては非常に大きなプレッシャーになるところもあります。寄せられた苦情に関する事実確認のために、裁判所が、ある意味、気軽に連絡して事情を確認しようと思っても、後見人からは、過度に防御的な対応が取られる形になって、かえって問題がこじれることもあります。さらに、中立性・公平性が求



められる立場にあるというお話もしましたけれども、問題の収束に向けて調整を頑張ってやってみようかということで踏み込んで試みた結果、裁判所の中立性に反するのではないかということでかえって反発を受けてしまって、問題が改善しないばかりかさらに長時間の対応を要する場合があるという声もありました。

スライド8ページですが、苦情の内容に応じて一律の対応を行うものではないという点から、どんな苦情であれば裁判所が対応すべきか、明確な指標を一概にお示しするのは難しいところですが、苦情等の背景には様々な要因があって、その本質を見極めるのが難しいという点は、前回のワーキングでも言及のあったところと思います。裁判所に寄せるべき苦情の指標を無理に特定しようとする、反対に誤解が生まれてしまうとも考えております。

ここまでお話ししたことを前提に、あるべき連携に向けて裁判所からお伝えしたいこととしては、特に関係機関から苦情や相談をお寄せいただく場合、裁判所が対応すべき事柄かどうか、後見事務の不適正性に関する苦情かどうかという観点から可能な限りの事実確認をしていただいた上で、不適正・不適切な事務に関する具体的な情報をなるべく整理した形でお伝えいただきたいと考えております。例えば、前回のワーキングでは、倉敷市やあすライツさんから対応困難な相談における事実確認や課題の整理の実情を御紹介いただきましたけれども、あのような形で事務の問題点について具体的な情報をお寄せいただけるのであれば、家裁としても必要な対応を適切なタイミングで取ることが可能になると思います。後見人等と連絡が取れなくて困っているという事案があることも御紹介いただいているところですが、その事情によってどのような不利益が御本人に生ずるかといった客観的な事情もお伝えいただくなど、可能な限り具体的な情報提供をいただくと、司法機関としては、適時適切な対応がしやすくなります。前回ワーキングで今年度中に苦情に関する対応フローの案を作成するといった話もありましたけれども、ぜひ今申し上げたような点を参考にしていただければと思っております。苦情への対応は個々の事案で事情に応じて異なりますので、裁判所としても、対応フローが硬直的なものになると事案に応じた適切な対応にはつながらないと考えております。裁判所としましては、自ら対応することが困難な苦情に時間を割くあまり、本来であればその役割を果たせる事案に対応するだけの余力がなくなるということはよい循環ではないと考えておりますけれども、解任等につながるかどうかという点ばかりが強調されて、関係機関との連携が硬直的になってしまっているということを考えております。むしろ、不適正・不適切な事務という観点に即して具体的な情報提供が寄せられるといった形で連携が前進すれば、司法機関としての機能をより積極的に発揮できるのではないかと考えております。

最後、スライド9ページになります。個別の事案の対応から離れた問題意識になりますが、裁判所に寄せられる苦情の中には、地域連携ネットワークの機能強化等によって問題の改善が図られるものもあるのではないかと思いますので、参考として、幾つかの視点を紹介させていただきます。例えば、苦情の背景となる問題によっては、御本人に対する継

続的な見守りや日常的な関わりの中での関係調整、専門的な対人スキルを生かした不安の軽減等といった福祉的観点によるアプローチや専門職団体における専門職後見人の指導等を通じたコミュニケーション面の向上といったアプローチが有効な場合もあると思います。また、適切な地域連携ネットワークを進める中で、利用者の立場に寄り添った丁寧な説明を事前にする、あるいは、後見人等との間で溝が生じないようにするための受任者調整の体制整備等、苦情が生じないような環境整備に関する取組も重要であると考えられます。

後見人等に関する苦情等への適切な対応として、裁判所としても関係機関と連携しながら自らの役割を適切に果たしたいと考えておりますので、今回の報告が今後の適切な連携に向けての議論の助けになれば非常にありがたいことだと思っております。

長くなりましたけれども、裁判所からの報告はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○上山主査 御報告どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。少し長めに時間を取っておりますので、活発な御質問をお願いいたします。伊東委員代理、お願いいたします。

○渡邊代理 伊東委員代理、倉敷市の渡邊です。よろしくお願いします。

まず、第二期計画の15ページに、後見人等に関する苦情等を把握した機関は、苦情等に対する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討すると書いてあります。その上で、資料5の7ページ目からですが、後見人等が選任された後の相談・苦情については、市町村、専門職団体で受けて、それから家裁に持ってきてほしいと書いてあるように見えます。実際、岡山家裁では、親族後見人からの相談が入った場合には、中核機関を紹介したいから、家裁で手渡す資料に中核機関の連絡先を書いてもいいかという問いかけが家裁側から市町村に対してありまして、倉敷市以外の中核機関のほとんどがリストに登録をしました。岡山家裁がつくったリストを親族後見人に渡して、中核機関に相談するように伝えるので、相談があったらそちらで対応してください、必要だったら家裁につないでくださいという説明が、家裁の連絡協議会の際に口頭で行われました。倉敷市としては、第二期計画に記載のとおり、家裁、市町村、中核機関、専門職団体、どの機関も一度は苦情を受け止めてから他の機関が対応するほうがふさわしい場合にはそこにつなぐものとして書いてあるという認識をしましたが、最高裁も岡山家裁と同じように一次的には家裁ではなく、他の機関がまず受けるべきと考えているのでしょうか。その点について、まずは質問させてください。

○向井第二課長 岡山家裁の具体的な対応については最高裁として把握していませんけれども、今日、申し上げたとおり、別にほかの機関でまずは相談をしてから裁判所に持ってきてほしいということは、考えておりません。裁判所に寄せられた苦情については、現に、ほぼ大半のものについて、裁判所で一次的に受け止めて、実際には対応しているということになります。

○渡邊代理 引き続き、もう1点なのですが、第1回のワーキングで市町村から報告しましたが、市町村・中核機関は、後見事務の支援ではなく、例えば、受任当初と本人の状況が変化した際に、新たな課題が生じたり、これまでの支援が適当でなくなったりした際の再調整を行うものです。言わば本人支援やチームの再調整機能という捉えです。今回の発表によって、どこの機関も対応できない事情が出てきていると思います。そこについては、整理をして、これにどう対応していくのかがいいか考えていくべきだと思いますが、最高裁としてはどう思われますか。

○向井第二課長 最高裁としての考えということは特にありませんけれども、どこの機関も対応できない苦情が実際には存在するという事は、今回、前回の報告で明らかになっていると思いますので、こういった苦情をこういった形で対応するのかということは、これは本ワーキング全体で考えていくことではないかと思っております。

○渡邊代理 分かりました。ありがとうございます。

○上山主査 今のやり取りの中でありましたけれども、裁判所に限らず、どの機関であっても、受けた苦情の内容について精査等をしないままほかの機関に丸投げするという事は恐らく予定されているものではないと思いますので、その辺り、連携をこれからしっかりと詰めていく必要があるかなと受け止めました。

○向井第二課長 もしかしたら私の説明が誤解を招いたかもしれませんので、少し補足をさせていただきます。

確かに、市町村なり中核機関に寄せられたものについては、可能な限りの事実確認や背景事情を確認した上でお寄せいただけるとありがたいということは申し上げましたけれども、これは、第一次的に裁判所に来たものを、裁判所が事実確認をせずにほかの機関に丸投げした上でそっちにやってもらうというつもりで言ったわけではありません。もともと市町村等の機関に寄せられたものについては、そのまま裁判所に寄せる形になるよりは、多少なりとも事情を整理してお寄せいただけると、裁判所としても対応が早いという趣旨で申し上げたものでして、裁判所に直接来たものについては裁判所で基本的には苦情を受け止めて対応しているという実情にあると思いますので、その辺りは誤解なきように補足させていただきます。

○上山主査 今の御説明で御報告の趣旨がかなり正確に伝わったのではないかと思います。それでは、最高裁からの御報告は以上とさせていただきますと思います。

次、議題3「意見交換」に入ります。

機関間の連携方策について、前回の市町村・中核機関からの御報告、さらに、本日の専門職団体及び最高裁判所からの御報告も踏まえ、対応フローの作成につながるような建設的な意見交換をできればと考えています。

それでは、御意見があれば、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。なお、時間が限られておりますので、できる限り簡潔に御発言をお願いできればと思います。どなたからでも結構です。住田委員、お願いいたします。

○住田委員 先ほど最高裁の方に少し質問したかったと思った点もありましたので、その点も含めてよろしいでしょうか。

今日、御報告にありましたが、連絡が取れない後見人の苦情が多くあり、そのように、関係者と全く連絡が取れない、そもそもチームそのものが成立していない場合に、家庭裁判所から、指示書や口頭でもいいので、後見人に関係者と連絡を取り合うように指示をしていただけないかということをお願いしたいと思いましたが、先ほどの御説明で書面や指示書のような書面による連絡指示書を出す場合もあると御報告いただきました。そういった場合に既にやっていたという点を確認させていただきたいと思います。

また、そのような場合に、関係機関からどのような情報を裁判所にお伝えすればよいのか、その要素が分かるものをできれば書面等で明示していただけないかということの御検討を、こちらは要望ですけれども、お願いしたいと思います。

また、先ほどの候補者調整の体制整備の必要性ということが最高裁からの御報告にありましたが、候補者調整をしっかりとしていけばいくほど、今度は窓口が明確化して、長い後見業務の中では、途中でボタンのかけ違いなどで苦情が持ち込まれる場合が増えると思います。そういったことを、今後、設置後間もない中核機関が候補者調整を始めたら今度は苦情が入るとなったときに、とても困惑すると思います。一部の行政や中核機関では苦情の内容の事実確認や課題の整理をして、専門職団体や家庭裁判所に相談をして、連携し、対応していますが、本人からの苦情について行政や関係機関と事実確認をしても、当該後見人から根拠のないと主張する苦情に対して中核機関が監督的介入をしたと非難されたり、逆に苦情を言われたりする場合があります。そのため、相談対応の仕組化や見える化が必要だと思いますし、また、そもそもどのような相談や苦情を福祉行政が対応するかの整理が必要です。後見人の役割を親族や関係者が誤解しているような場合や後見人から居所の判断をするために会議に入ってほしいという相談などは、福祉行政や中核機関などが受けられますけれども、この後見業務は適切ですかという相談や苦情は、家庭裁判所の監督機能に当たるため、家裁に受けていただき、その中で福祉行政が事実確認や課題整理をすることにどのように関与したほうがいいのかということを考えていかなければならないと思っています。

○上山主査 最高裁から、御回答なり、コメントなり、いただければと思います。

○向井第二課長 まずは、実際に後見人等がケース会議等に出席しないというものについて、そういう情報が裁判所に寄せられた場合、裁判所としては、後見人にそのことを伝えることによって、何らかの措置は取っているということが基本的には大半ではないかと思っております。今回の調査は全庁を対象にしたわけではありませんし、全事案について細かく記録に当たって精査したものではありませんので、そういった限度ではありますけれども、対応自体はしている所が大半であるというところです。

書面か口頭かということについては、今言った事案では、多分、口頭で話をしていることが多いのではないかと思います。まず、口頭でお話しして、裁判所としてもそれはぜひ

ひケース会議に出席していろいろ話を聞くなりするべきであると判断をして、出席しないことが本人の利益を大きく侵害している、少なくともそのおそれがあるというものであれば、裁判所としても強く出席するように求めるのではないかと思います。それにもかかわらず出席をしないということであれば、まさにその出席しないこと自体が解任にもつながるような話になりますので、その段階で書面によって連絡文書を送るなり指示書を出すという形に進むのではないかと考えております。

その前提として、後見人に対しては、なぜそのケース会議に出席しないことが本件において大きく問題になるのかということについては、詳しい事情をケース会議のメンバーから御説明いただくことが適切ではないかと思いますので、そういった意味では、本件についてはどういった理由で後見人がケース会議に来る必要があるのか、来ないことによって本人にどういう損害が生じるのかということをも具体的に裁判所にお寄せいただくと、そのことを裁判所から後見人に伝えて対応してもらおうという形になるのではないかと考えます。そのケース会議に来るべきだという具体的な理由、欠席した場合にどういうことになるのかということについて、できる限り具体的に情報をお知らせいただくことが大事なのではないかと考えております。

苦情についてどこが対応するのかということについては、恐らく裁判所が対応すべきものと行政が対応すべきものの二者択一ではなくて、それ以外にも、どこでもなかなか対応できないようなものをどこが対応するかということもありますので、抽象的な言い方にはなりますが、裁判所としては、後見人の不適正・不適切な事務につながるような苦情についてはぜひお寄せいただくという形になるのではないかと考えています。

○上山主査 ありがとうございます。新井委員、御発言をお願いいたします。

○新井委員 このワーキング・グループの目的は、機関間の連携の方策を探ることだと思います。別の言葉で言うと、地域連携ネットワークの強化のために今まで行われてきたグッドプラクティスを収集して、それを今後の現場に生かすということではないかと考えております。つまり、ソフト面の情報を集めるということで、それは大変結構なことなのですけれども、西川委員が一部おっしゃったような法改正に踏み込むということは、全く考えないのでしょうか。そういうことが1つの問題提起。

もう1つが、地域連携ネットワークの強化に関しては、任意後見についても少し論点として挙げていただいたほうがいいのではないかと。その面からすると、公証人会のグッドプラクティスの収集も必要だろうと思いますし、法務局も当事者なので、これもネットワークの中に入れて一定の役割を果たしてもらうことも必要ではないかと考えております。

○上山主査 ありがとうございます。

今回のワーキングは、中間検証に向けて、まずは現行の枠組みを前提とした対応フローをつくることに主眼が置かれているかと思います。その上で、複数の委員から御指摘がありましたように、もしかすると現行の枠内では十分に対応できない苦情対応もあり得るかもしれませんので、その部分については、今、民法改正も含めた作業も進んでいますので、

その立法対応の議論に委ねていくということもあり得るかなと個人的には思っています。

任意後見の点については、私のほうで受け止めた上で進めていきたいと思っています。

何か事務局からコメントがありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○松崎成年後見制度利用促進室長 上山先生からもお話がありましたように、このワーキングは現行制度の枠内での運用改善ということかと思っています。

ただ、ワーキングの議論は、専門家会議でも報告し、そこには関係省庁等も出席しておりますので、そういったところで状況を報告する中で、今後、こういった対応をしていくかということが検討されていくということかと思っています。

○上山主査 それでは、伊東委員代理、お手が挙がっていますので、お願いいたします。

○渡邊代理 伊東委員代理の渡邊です。

今回の家庭裁判所に出していただいている資料など、専門家会議の資料は、岡山県内の中でも、共有の場で使わせていただいています。先ほど、一次的な苦情はまずは家庭裁判所で受け止めをして対応しているということでしたが、このスライドからは読み取りが難しいので、できれば、先ほどのお話、住田委員の質問に対して出された答えも含めて、このスライドに追加をして配付をしていただくということにはできないでしょうか。これは要望になりますが、よろしくをお願いします。

○上山主査 本日の最高裁の御回答については、少なくとも議事録には収録されるかと思っています。その上で、最高裁から、何かコメントがありましたらお願いいたします。

○向井第二課長 お配りしているスライドの3ページの右側に、裁判所が対応する際の基本的なスタンスという記載がございます。ここに、①として「司法機関の立場で対応すべき点があるか否かを把握する観点から慎重に事情聴取」と書いてあります。裁判所に寄せられたものについて事情聴取は第一義的に裁判所でやっているということについては、ここに出ていると思いますので、口頭でもそこを補足して述べていたという形で説明していただいても構わないと思っています。

○上山主査 分かりました。また、ワーキングから専門家会議に上げた際にも同様の発言等をお願いすることもあるかもしれませんので、その辺りはまた御相談させていただければと思います。

ほかに御意見はいかがでしょうか。星野委員、お願いいたします。

○星野委員 今日、御報告もさせていただいたのですが、フローというところで1点と選任後というところでは、

まず、報告のところでも、裁判所からも、最後のスライドで、苦情を生じさせないための土壌づくり、その予防的のところだと思うのですが、フロー図にそこをぜひ入れていただきたい。選任された後からの苦情対応だけではなくて、チーム形成支援、受任調整というところも出たのですが、そもそものその申立て前の、制度の必要性というところからの検討もぜひフロー図に入れてほしいということが、1つ、意見です。

苦情対応の取組の中で、これも裁判所ごとで大分事情が異なるだろうとは思っていますが、

最近、私の周りでは追加選任が増えているのですね。つまり、すぐに速やかに辞任とならないけれども適切ではない事務が続いているというところで、追加の選任をするという対応が取られることが増えています。そのときに、追加選任が必要であるということ、例えば、団体に推薦依頼があるときに、その理由が明示されている場合と口頭では説明があるのですけれども書面としてはいただけない場合があつて、これも書面でいただけると、なぜ追加選任になったかということ、ご本人はもとより、なかなか辞任するとおっしゃらない会員に対して説明することが可能になるので、そういったところも、一つの対応策としてあるのかなというところを追加してお伝えしたいと思いました。

○上山主査 どうもありがとうございます。対応フローを検討していく中で、今の御意見を受け止めながら対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

西川委員からもお手が挙がっていますので、お願いいたします。

○西川委員 私から、意見を述べさせていただきます。

今日の社会福祉士会、弁護士会、最高裁からの報告をお聞きして、相談事案、対応困難事案で求められていることは、監督ではなく、監督機能ではなく、支援でもなく、まして指導でもなく、結局のところ、まずは、制度のちゃんとした理解をしてもらう場所であり、その上で人間関係の調整が求められているのだろうということを改めて認識しました。そして、今、既存の専門職団体や裁判所、中核機関や行政も含めて、なかなかそれができていないのだと思います。これをどうしていったらいいかということについて、専門職団体の立場からいいますと、専門職団体は、事案をお聞きして分析してお話ししているつもりなのですが、どうしても相談者からは専門職寄りの立場なのではないかと見られてしまうという弱点があります。専門職団体から見ると、その点は中核機関や裁判所のほうが中立性があるのではないかと感じてしまうのですが、今日のお話をお聞きすると、裁判所の対応にも限界があるということは十分分かりますし、恐らく中核機関は、むしろ、逆に本人側に立つこと、本人寄りの立場に関わることも求められているのだろうということも理解できます。そのため、なかなかその調整ができる場所がない、機関がないということが課題なのだと思います。

これをどう解決したらいいのかということを見ると、1つは、中核機関ではなく、ネットワークの中に何かそういった機能を設けられないのかということだと思います。制度について誤解があるのであれば、それを解くようなことを中立的な立場でしていただく機関、あるいは関係の調整をしていただく機関を、ネットワークの中で、もちろんそれには専門職団体も協力しますが、そういう機関や仕組みをネットワークの機能として構築することができないのかと思います。

もう1つ、私からの報告でも少しお話しさせていただいたのですが、現行法の仕組みでは家庭裁判所にそこまでを求めるのは難しいのかもしれないのですが、なぜ難しいのかということを見ると、結局のところ、後見人の解任や選任等の前提として家庭裁判所が後見監督をしていること、さらに解任は後見人の欠格事由に該当するという重大な効

果が生ずるという仕組み、そういったことを前提にした後見監督の仕組みに限界があるということも事実なのだと思います。解任の仕組みそのものを変えるべきなのか、あるいは、解任の仕組みはそのままとしても何か家庭裁判所で担えることがないのかという議論はぜひしていただければと思います。もちろん法改正が必要ということは大事にはなるのかもしれないかもしれませんが、誤解を恐れずに言えば、現在、成年後見制度の運用に当たって、どうも家庭裁判所が地域で孤立してしまっているという側面がないわけではないのではないかと、率直に言って、皆さん、感じている部分があるのだと思います。その点の解消のためにも、家庭裁判所にできる役割を担っていただきたい。現行法では無理だとしても、家庭裁判所に担っていただける役割を何か考えていただくと、制度が全体としてよりいい方向に向かっていく可能性があるのかなと、感じました。

○上山主査 もともと、地域連携ネットワークの趣旨としては、個々の機関だけでは受け止め切れないものが当然あることを前提にして、ネットワークで対応していこうということです。御発言の趣旨を受け止めながら対応フローをまた深めていくということで受け止めたいと思います。司法との連携は第一期計画からの大きな課題ですので、その議論の中で、さらにこの点も取組みが進んでいくことになるかなと、私個人としても期待しています。

それでは、水島委員からお手が挙がっています。お願いいたします。

○水島委員 私の発言の後に、できれば当事者の団体の皆様からもコメントをいただければと思っております。今回、様々な苦情の内容や対応の在り方等についての御報告をいただきました。改めて、何のためにこのような苦情対応をやっていく必要があるのかということに立ち返って考えますと、結局は「本人にとって」という視点をもってしっかり考えていく必要があると思うのです。つまり、例えば、本人が成年後見制度に関連して何かを相談したいのだけれども、現状は誰にどのように相談したら良いのか分からない、自分が不満に思っているところをうまく伝えられない、あるいは、実際に不満を述べたとしても適切に対応してくれない、ということもあるのではないかと考えます。そのような本人のニーズに即して、本人にとってメリットのある成年後見制度の運用等を目指していく過程の中で本人や本人の言葉を代弁する関係者等からの苦情を受け止め、解決していくという視点が求められていたのではないかと思います。そういった観点から、相談機関側の限界等も当然あることは踏まえつつも、意思決定支援あるいは権利擁護支援の観点から、できるだけ本人からの様々な苦情を丁寧に拾い上げ改善をしていく必要があるのではないかと考えます。

ですので、できる限り本人あるいは本人に近い方々の視点で捉えたときに、対応フローはどうあるべきなのか、苦情相談についての広報はどうあるべきなのか、あるいは、どのような窓口があれば本人にとってわかりやすく、かつ、望ましいと言えるのかについて、しっかり検討していく必要があるのではないかと思います。このような観点について、私からの発言というよりは、ぜひ当事者の皆様からコメントをいただきたいと思っております。



した。

○上山主査 本日、開始時間が少し遅れた関係もありまして、終了時間を若干延長させていただくかもしれませんので、あらかじめ委員の皆様におかれてはお含みおきいただければと思います。

今、水島委員から御指摘がございましたように、御本人のための権利擁護であることが当然の大前提になりますので、できれば、久保委員、櫻田委員から、本日の議論の御感想等を含めて御意見を伺えればと思います。まず、突然の指名で恐縮ですけれども、久保委員から御発言をお願いできますでしょうか。

○久保委員 ありがとうございます。

ずっとお話を伺っていて、感想的なものになりますけれども、私たちが本人からも話を聞いていることと、今専門職の方が御説明されたことと、何か少し違うなという部分、何となく、いや、こういう理由があって、見に行けないのですとか、聞きに行けないのですという方も当然おられると思いますけれども、それだけではないというか、本人がその方に信頼が置けないと思われるような言動とか、話を聞いてくれないとか、いろいろなことが多分あるのだらうと思います。家族が私たちに伝えてくることもありますけれども、家族は家族で、本人のことを心配しながら、家族の視点でしか見ていないという部分はあるかと思えますけれども、御本人そのものが私たちに伝えてくることもあるわけですよ。そういう御本人の意見や思いを聞かせていただくと、今専門職の方にずっと御説明いただいたことも、それはそういうことも当然あるでしょうと思えますけれども、少しずれがあるなという感覚、もう本当に感覚のようなものですが、本人が言っていることには本人が信頼できないと思っている何かをもっとあるということが、私が感じていることです。

その上で、地域の中でどう連携をつくっていくのかということは、これから考えていくことではあるのですけれども、なかなか難しいなと思っています。どのように、みんなが意思疎通を十分にしながら、本人を中心にした物の見方で、この地域の連携がつけられるようなことをしていくのかということは、今日お話を聞いていると、私的には不安になっているところです。どのようにしたらこれができていくのだろうかということを、少し不安に思って聞いていたところです。私たち家族も、制度そのものを知っているという方はたくさんいるのですけれども、本当の意味で、今日専門職の方がお話になったように正しく知っているのかということを言われると、正しく知っていない人もたくさんいるだろうと思いますので、正しくこの制度のことを知るといっても、私たちとしては、努力をしていかなければならないし、会員の皆さんにも説明していく責任があるなと思っています。その上で、それでも本人が私たちに伝えてくることとは少しずれがあるという感覚を持っています。

感想ですけれども、以上になります。

○上山主査 御本人と後見人を含む支援チームあるいは支援者との信頼関係が構築されて

いなければ、そもそも御本人から不満や苦情等の声が上がること自体が難しいという御指摘は、非常に大切な御指摘かなと受け止めました。それは恐らく形式的にフローをつくるだけで解決できる問題ではないと思いますので、その点を含めてさらに議論を進めなければいけないと思いました。

それでは、櫻田委員からも御意見を伺えればと思います。

○櫻田委員 ありがとうございます。

私たちは、当事者の立場なので、本当に制度を使う側、本当に自分たちが使う立場にはなってくると思うのですけれども、今、御報告とかをお伺いしていた中では、自分たちが声を上げて、どこでそれを受け止めてくれるのかということを確認にいただけると、すごくありがたいなと思いました。支援の現場は多分どこにでも起きてくる問題だと思うのですけれども、自分たちが声を上げたことが、どこで受け止められて、どこで解決してもらえるかということが分からないと、私たちはすごく不安になるので、その不安を解消するためには、受け止めてくださることはすごくありがたいのですけれども、それをどこでどう解決するかということが明確にならないと、根本的な私たちの不安解消にはならないのではないかと、率直に思ったところであります。

本当に連携は大事ですし、連携していただけることによって、私たちの不安を一つ一つ解消していただいて、苦情の件に関しても解決していくのかなとは思っているのですけれども、今、私自身も支援の現場にいる人間なので、あれなのですけれども、連携という言葉だけでくくるには難しいところも結構あるのかなと思って、今、聞いていました。本当に連携が大事だよとは言っているのですけれども、その連携を取るために、どういう仕組みが必要で、どのように流れができていくかということは、これから多分この検討会の中で話し合われるべきことなのかなと思っています。本当にその流れがうまくできていって、私たち自身がこの制度を利用するときにごく声を上げやすいような流れになっていくと、すごくありがたいなと、今、思いました。

すみません。感想みたいになってしまったのですが、以上になります。

○上山主査 先ほどの久保委員からの御発言とも通底するところがあるかと思っておりますけれども、どうしても苦情等の対応あるいは処理という目線で考えると、いつも支援者側からの目線で物事を考えがちになるわけです。しかし、こうした対応を何のためにやっているかということ、御本人に安心して御満足いただけるような後見制度の運用であるべきだということが出発点ですので、これからまた具体的な対応フローを協議していく中でその点を見落としはいけないなと改めて強く感じました。

そろそろ時間も近づいているのですが、もしまだ御発言のない委員の中で御意見のある方がいらっしゃいましたら、よろしくお願ひいたします。山下委員、お願ひいたします。

○山下委員 本日は、御報告をありがとうございました。

全体を通じて、伺っていて抱いた感想は、当事者の中の不満を持っている方に親身に寄り添うことも非常に重要だということと、その一方で、第三者的な立場で中立・公平の視

点からその人の言っていることは客観的に見て正しいんだということを御本人なりその思っている方に説得するという役割を果たす部分と、両方を我々が考えていけないといけないという難しさかなと感じておりました。

西川委員から非常に貴重な御示唆をいただいていますけれども、リーガルサポートの中立性が疑われてしまうと、そもそも紛争解決に至らないということで、もちろん真摯には対応されているのだと思いますが、その不安を持っている方からすると、その人の言っていることに信を置けないという場合がある。それが各窓口にもしあるとすると、それらを解決するための何かの仕組みを連携の中で考えていくべきではないかと思います。

最終的には裁判所だと思うのですが、裁判所に行く前に、第三者的な視点からこうですよと言ってあげる機関が必要で、その第三者的な立場から言っている人に信用が置けないというときに、裁判所なりなんなりが出ていくという複層的な構造が必要ではないかと、個人的には思いました。

○上山主査 御指摘のように、何らかの御不満等を抱えて苦情等を申し立てる場合に、その申立て先自体に、一定の、まさに不満等があって、クレームをつけているということは、十分あるわけですから、そこで、少なくとも申立者側から中立性を疑われてしまいがちという事情はあるのかなと思います。そういう意味で、今御指摘いただいたような、多層的なとか、重層的な対応の仕組みも視野に収めて検討することは重要なと感じました。

一応時間になりましたので、議題3の意見交換はこれまでとさせていただきたいと思えます。

最後に、私からも、若干、本日の議論を受けて、感想めいたコメントを申し述べたいと思います。

これまでの2回のワーキングの中で明らかになった苦情などの内容や性質の多様性を考えていくと、どこか1つの機関が一元的に苦情対応の役割を担うことは難しいように感じました。どこか1つがということではなく、専門的な苦情処理機関の新設といった方向性については、将来の立法的な議論としては別にあり得るとは思いますが、現行制度の枠内でまず差し当たって取り組むべきことは、ネットワーク内の関係機関のつなぎの機能の充実が改めて重要ではないかと感じました。

このためには、関係機関が他の機関の性質と役割をしっかりと理解することはもちろんですし、必要に応じて即座に連携が取れるように常日頃から密接な協力関係・信頼関係を築いておくことが大切だと思います。こうした関係性を前提とした上で、最初に苦情を受けた機関は、まずはその内容に十分に耳を傾けて、しっかりと把握すること。そして、自らの課題であれば、もちろん積極的に対応することは当然として、ほかの機関につなぐべき場合は、その連携先がしっかりと課題に対応できるように、連携先との調整を十全に行うことが必要だろうと改めて感じました。つまり、単に苦情などの表面的な内容に基づいて形式的なつなぎを行うということではなくて、課題の解決へとつながるような実質的なつなぎができるような関係性を確立するということを目指すべきではないかと感じていま

す。

これから作成していく対応フローについては、こうした実質的なつながりを支えることができるものであることが必要だと思います。先ほども触れた苦情等の多様性を併せて踏まえるならば、いたずらに詳細で硬直的なものにしてしまうよりも、関係機関が事案の性質に応じて柔軟に対応できるものであることが望ましいようにも感じています。

最後に、今日のお話を伺いまして、第二期計画の下での後見人の事務の適正さを考えていく上で、チーム後見あるいはチームによる支援ということ、もう一度、関係者間にきちんと浸透させていくことが重要なのではないかと思いました。いろいろな事情があって後見人と連絡が取れないという苦情、そうした訴えが、様々な機関に寄せられているということを改めて伺いました。確かに、現在のというか、旧来の後見人のイメージとしては、後見人が一定の法定代理権等の権限を持っているので、後見人が課題に対応すればよろしい、単独で対応すればよろしいというイメージが強かったのかもしれませんが、第一期計画、第二期計画を通じて、あくまでも御本人を含めたチームによる権利擁護支援チームで後見を運用させていくのだということが一つの理念像として打ち立てられていますので、そのチームに参加する後見人もそれを理解した上で活動していくということが、これからの後見人の当然あるべき姿になってくるのだらうと思います。そうした後見人の在り方を前提にしながら、後見事務の適正さ、あるいは、それについての不満や苦情の適切さ、妥当性も考えていく必要があるのだらうと感じました。

雑駁なコメントではありますが、私からは以上とさせていただきたいと思います。

それでは、事務局においては、第二期計画の内容、それから、前回と今回のワーキング・グループでの報告、発言、議論の趣旨を踏まえて、次回のワーキング・グループまでに対応フローの案を作成するようにお願いいたします。

本日の議事はここまでとし、最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 本日も、御議論をありがとうございました。

主査からお話がありました対応フローは、次回のワーキング・グループまでに案を鋭意作成してまいりたいと考えております。

次回、第3回地域連携ネットワークワーキング・グループは、令和5年1月30日、午後2時からの開催を予定しております。

併せまして、本日の議事録につきましては、速記が起きてきました後に、皆様にそれぞれ確認いただいた上で、ホームページに掲載いたします。よろしくお願いいたします。

○上山主査 本日は、開始が10分ほど遅れてしまった関係で、終了時間も同じく10分ほどずれ込む形になりました。改めておわびを申し上げたいと思います。

それでは、本日の議論は、以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。